

思いやりのある社会をめざして

~高齢者・障がい者の こんなことは 権利を守る成年後見制度~

ありませんか

○最近物忘れが多く、お金の管 ○将来、不動産やお金の管理が)訪問販売で高額な物を買って できなくなったときのことが 理が難しくなった

めにも、成年後見制度について このような悩みを解消するた しまった

知っておくことは大切です。

风年後見制度とは

り介護・福祉サービスを利用す がいなどの理由で、 や不動産などの財産を管理した 能力が十分でない人は、預貯金 認知症や知的障がい、精神障 物事の判断

> 法の被害に遭う恐れもあります。 に契約を結んでしまい、悪徳商 契約であってもよく判断できず あります。 また自分に不利益な んだりすることが難しい場合が るための手続きや契約などを結 このような判断能力が不十分

代わって財産や権利を守るのが 支援者や家庭裁判所が選任した 成年後見制度です。 な人を保護するために、本人の 人などが後見人となり、 本人に

制度と任意後見制度の2種類が 成年後見制度には、法定後見

■法定後見制度

十分な場合に活用できる制度で すでに本人の判断能力が不

「後見」「保佐」「補助」に分けら 判断能力の程度などに応じて

や不便さを自分の問題として考

高齢や障がいによる不自由さ

権利を守りましょう

局齢者・障がい者の

本市では手話言語条例に基づ

き、手話の普及に努めています。

手話を覚えて会話をしてみましょ

(**🏈** 928-1062 🙉 928-1730)

動画は

こちら→

「春」

両手で下から 上に繰り返し あおぐように

間障がい福祉課

します

えていくことが大切です。

人権や財産を守るために成年

権利を守り支援します。 人などが、本人に代わって財産や 家庭裁判所に選任された後見

|任意後見制度

つくりましょう。

地域で安心して暮らせる社会を 後見制度を活用し、住み慣れた

のような支援をしてもらうか. うちに、将来に備えて「誰に」「ど 制度です。 をあらかじめ契約で決めておく 本人に十分な判断能力がある

す。 任意後見契約を結んでおきま て書面(公正証書)を作成して、 と一緒に、公証役場で内容につい 手続きは任意後見人となる人



相談してください

間権利擁護支援セン ター(福山すこやか センター内 6928-1353 🕮 928 1331)



西部ブロック人権問題講演会日

閾3/11(月)19:00~20:30

所西部市民センター

☑講演「部落問題と向き合う私たち」

屆120人※先着

心心をはずる。 (2934-5443)



928 1730) れば気軽に相談してください。 **圓障がい福祉課(→928・1208** 助け合い

があります。 気になることがあ

人と人とを つなぐ糸

として、権利擁護支援センター 本市には身近に相談できる場

広報ふくやま 2019年3月号 10

2019/02/15 15:47 ふくやま2019 03 P09-10.indd 10